

「内灘町子どもの貧困対策計画」

令和3年10月

内 灘 町

目次

第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1 計画策定にあたって

第2章 内灘町における状況・・・・・・・・・・・・2

1 内灘町の現状

2 アンケート調査の実施・考察まとめ

第3章 基本施策（今後の取り組み）・・・・・・・・9

1 取り組みの方向性と内容

・教育の支援 ・生活の支援

・就労の支援 ・経済的支援

2 まとめ

第1章 はじめに

1 計画策定にあたって

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、「子供の貧困対策に関する大綱」並びに「いしかわエンゼルプラン2020」に基づき、現在の「内灘町子ども・子育て支援事業計画」の一部として、地域の実情に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため策定しました。

子どもの貧困対策は、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援の施策を推進し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指すものです。家庭の経済状況が子どもの学力や進学、さらに後の就労状況にも影響を与え、結果として「貧困の連鎖」が起こってしまうことが問題となっています。こうした「貧困の連鎖」を断ち切るため、未来に向けた支援が必要と考えます。

計画期間は令和3年から令和6年までの4年間となります。

子どもの貧困とは・・・

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」において、子どもの貧困がどのような状態を指すかについて、明確に定義はされていませんが、「相対的貧困」という考え方があります。これは、一定の収入があり、衣食住に窮するまでには至りませんが、子どもの成長や学習に必要な物の不足や社会的・文化的な経験の機会が得られない状況を捉えたものであり、将来の夢に向かって知識や技能を身につけるための進学等の道が奪われるケースもあります。

また、貧困問題は経済的な要因だけでなく、保護者の病気、家庭の教育力・養育力不足、障がい、配偶者による暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、結果として、子どもたちが生活習慣の乱れ、不衛生、学習不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面する可能性があります。

本町では、子どもの貧困を「子どもが成長するにあたり、教育や生活、一緒に暮らす保護者等の就労、経済的な面について必要かつ十分な支援が届いていない状態」と定義します。

第2章 内灘町における状況

1 内灘町の現状

【18歳未満の児童がいる世帯】（各年度12月末時点）
（単位：世帯）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2,579	2,548	2,474	2,413

（資料：住民基本台帳）

(1) 生活保護

生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

【18歳未満の児童がいる世帯で生活保護を受けている世帯】（各年度3月末時点）

（単位：世帯）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
5	2	1	2

（資料：石川県石川中央保健福祉センター）

【18歳未満の児童がいるひとり親世帯で生活保護を受けている世帯】（各年度3月末時点）

（単位：世帯）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
5	2	1	2

（資料：石川県石川中央保健福祉センター）

(2) 就学援助

経済的な理由によって就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行います。

【就学援助を受けている児童生徒数】（各年度3月末時点）
（単位：人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
259	270	231	232

（資料：学校教育課）

※平成30年度より新入学児童生徒学用品費入学前支給開始

(3) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【児童扶養手当の受給世帯数】（各年度3月末時点）
（単位：世帯）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
218	215	191	189

（資料：子育て支援課）

2 アンケート調査の実施・考察まとめ

「内灘町子どもの生活実態調査」(令和2年12月実施)アンケート調査結果

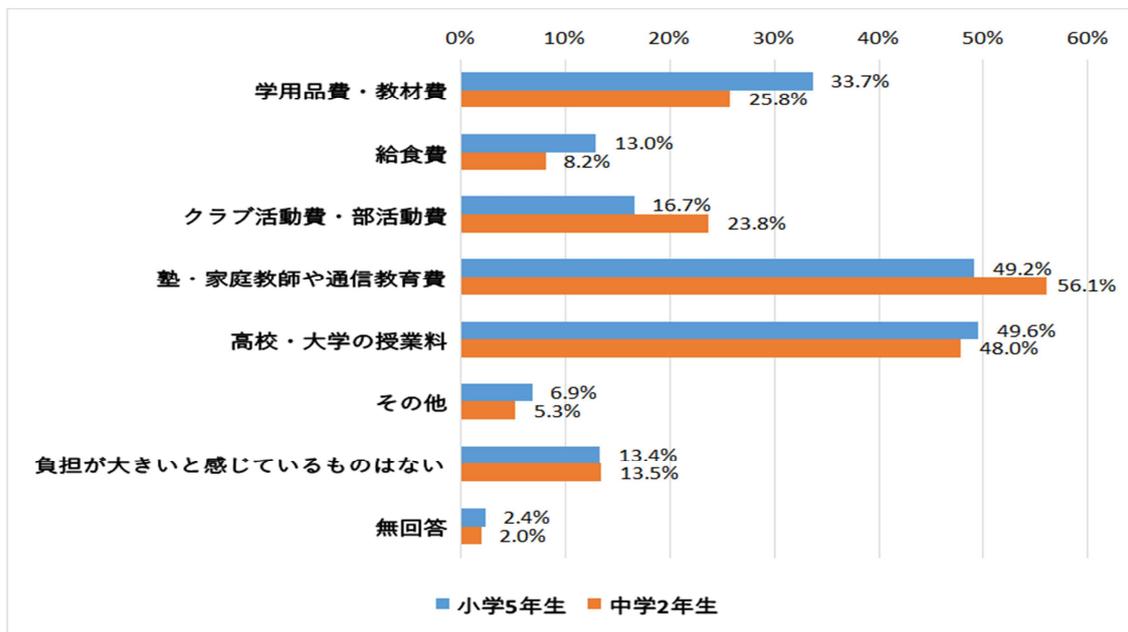
【調査の概要】

計画策定のため、子どもとその保護者の生活状況を把握する子ども用調査票・保護者用調査票を作成、調査結果を基に今後の施策について課題とニーズの検討、および支援体制の充実に向けての方策など計画策定に関わる事項の参考資料とする。

調査対象	小学校		中学校	
	5年生児童	5年生保護者	2年生生徒	2年生保護者
調査方法	各学校を通して児童生徒・保護者に配布、回収			
調査期間	令和2年12月1日～令和2年12月18日			
対象者数(人)	256	256	256	256
回収数(人)	253	246	248	244
回収率(%)	98.8	96.1	96.9	95.3

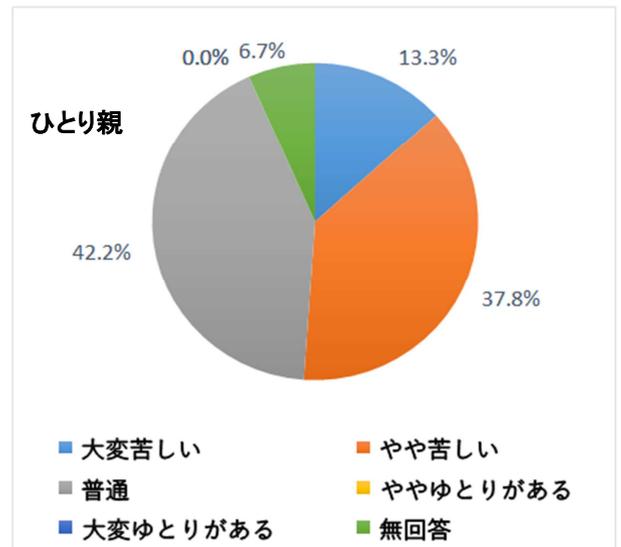
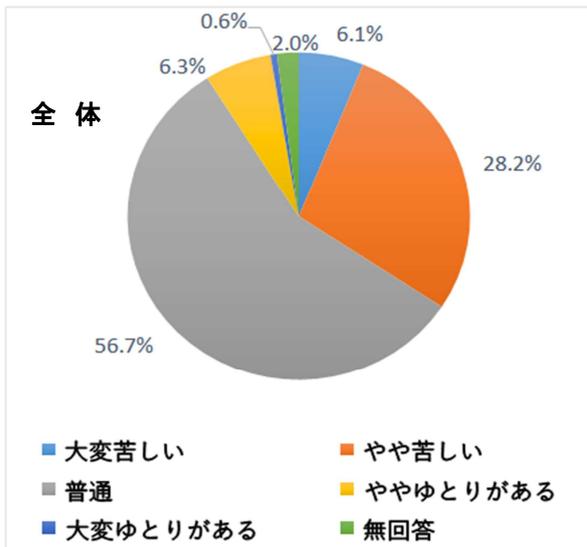
【保護者向けアンケート調査結果】

◎お子さんの教育にかかる経費の負担感について（複数回答可）



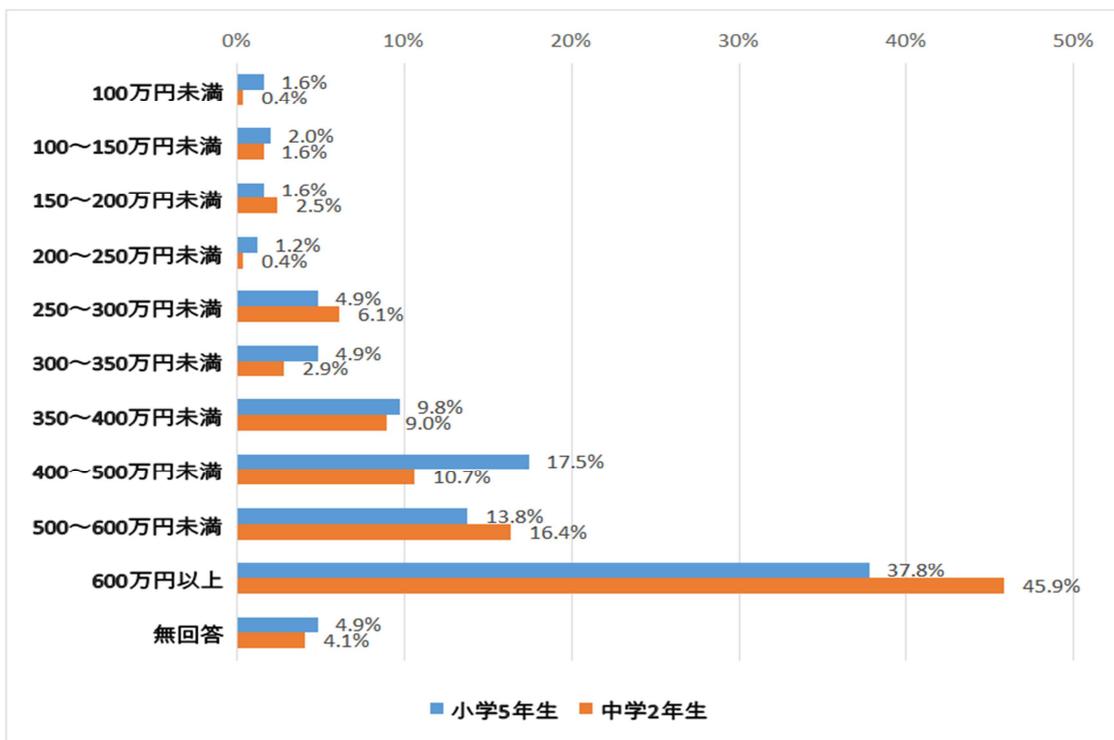
「塾・家庭教師や通信教育費」や「高校・大学の授業料」に負担が大きいと感じるという回答が多かった。

◎現在の暮らしについて



「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせると、34.3%、「普通」56.7%、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」は6.9%と、現在苦しいと感じている家庭が3割以上とかなり多いことが伺える。また、ひとり親家庭では、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」と答えた人はいなかった。「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせると、51.1%と半数を超えている。ひとり親家庭の支援の継続が必要である。

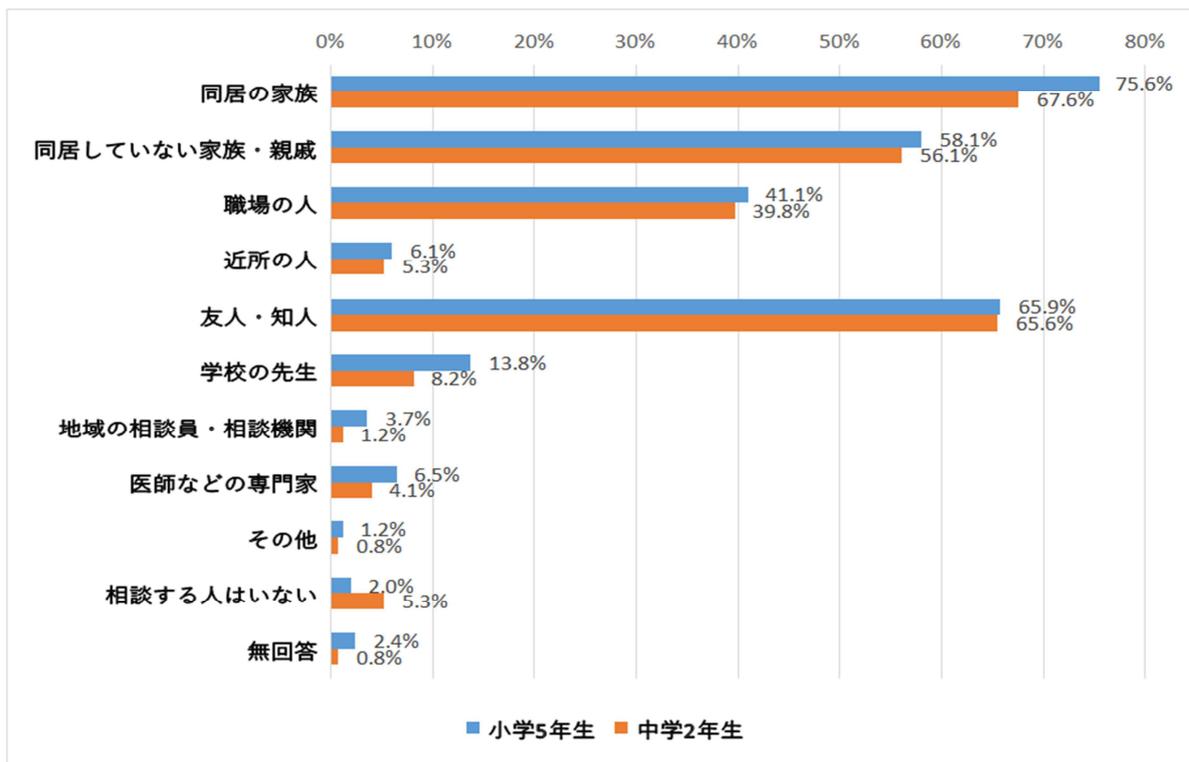
◎世帯の年間収入について



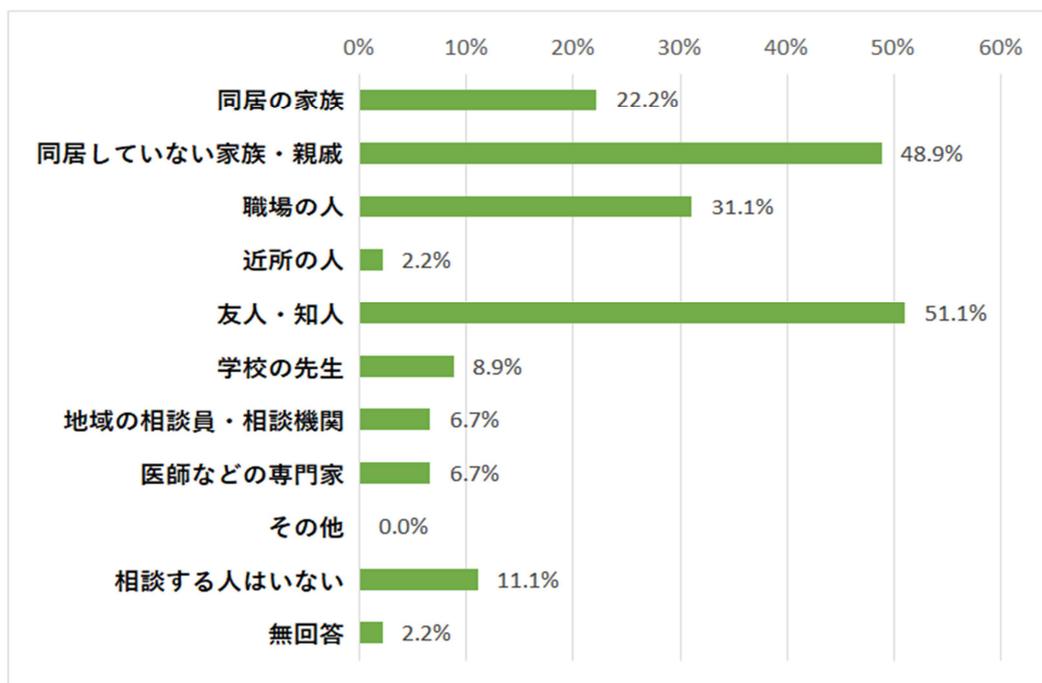
経済的支援が必要と思われる「200万円未満」は全体の4.8%となっている。平均値となるのは「400～500万円未満」に該当する。

◎悩みごとや困りごとを相談する人について（複数回答可）

《保護者全体》

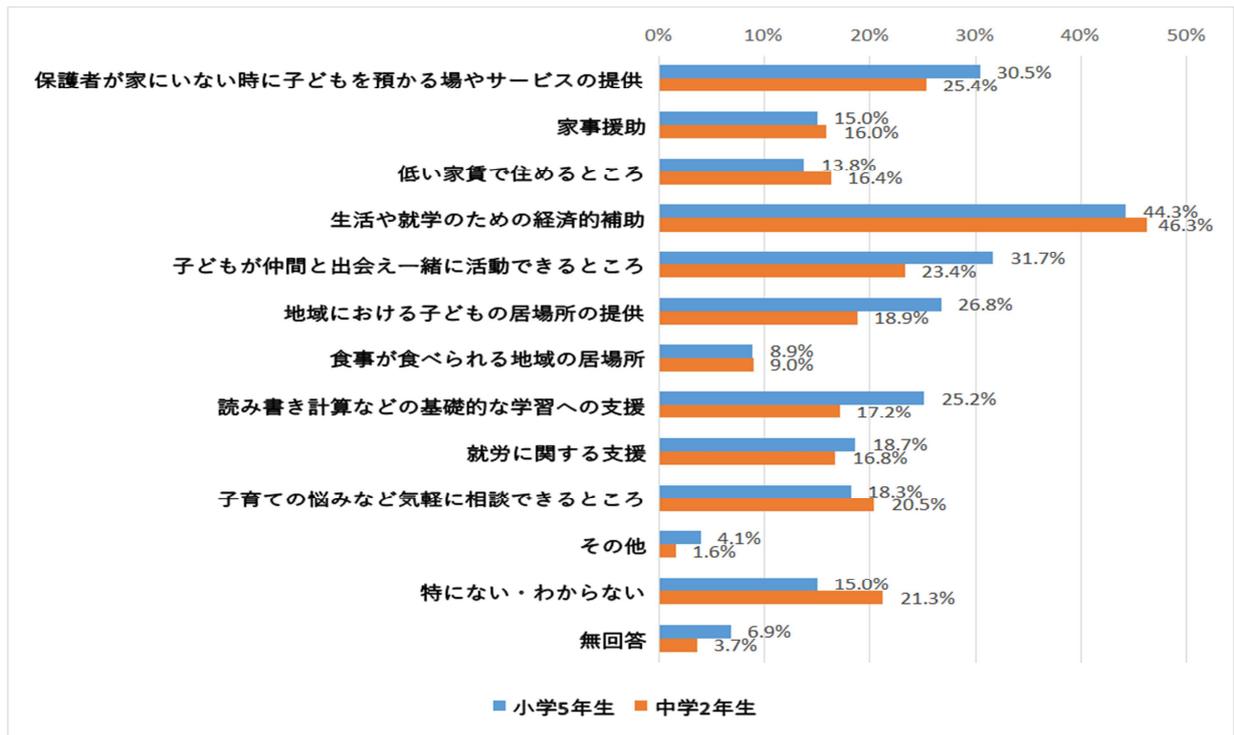


《ひとり親》



相談は主に、「同居の家族」「友人・知人」「同居していない家族・親戚」「職場の人」といった身近な人が多数を占めている。「学校の先生」「地域の相談員・相談機関」「医師などの専門家」に相談するという回答はかなり低い。ひとり親では特に、「相談する人はいない」との回答が1割を占めており支援体制としての相談窓口が必要と感じる。

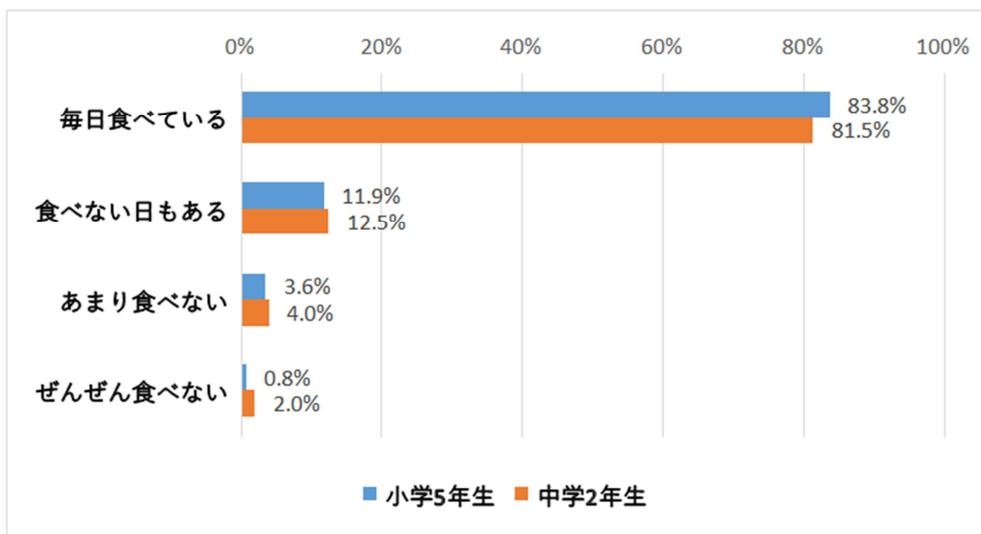
◎求められる支援（複数回答可）



「生活や就学のための経済的補助」や「地域における子どもの居場所の提供」など、経済的支援や子どもの居場所づくりに対するニーズが多いことがわかる。また、「子育ての悩みなど気軽に相談できる場所」のニーズも高くなっている。

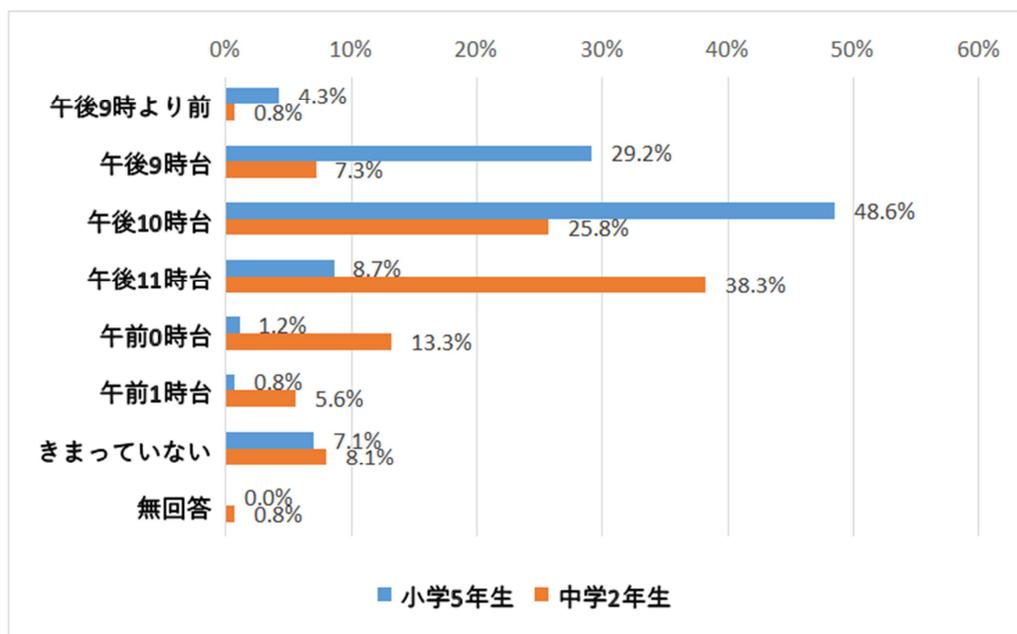
【子ども向けアンケート調査結果】

◎朝ごはんについて



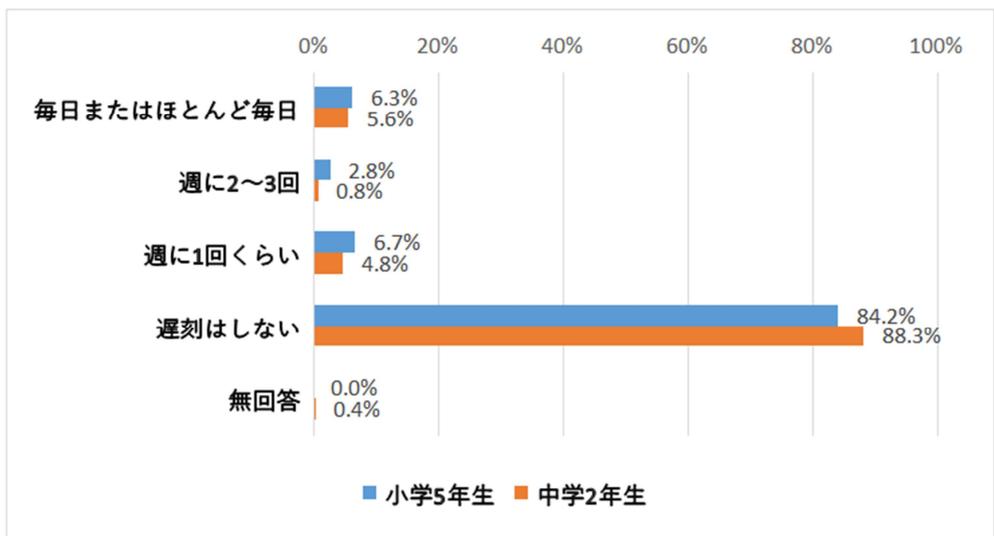
「毎日食べている」が80%を超えている。少数ではあるが、欠食がある子どもは約17%であった。欠食の主な理由としては、「時間がない」「食欲がわからない」「できるだけ寝ていたい」があり、生活リズムの影響があるものと考えられる。

◎就寝時間について



主に「午後10時台」が多く、「午後11時台」と合わせて約60%、「午前0時台」「午前1時台」となると少数ではあるが、年齢と共に増加している。

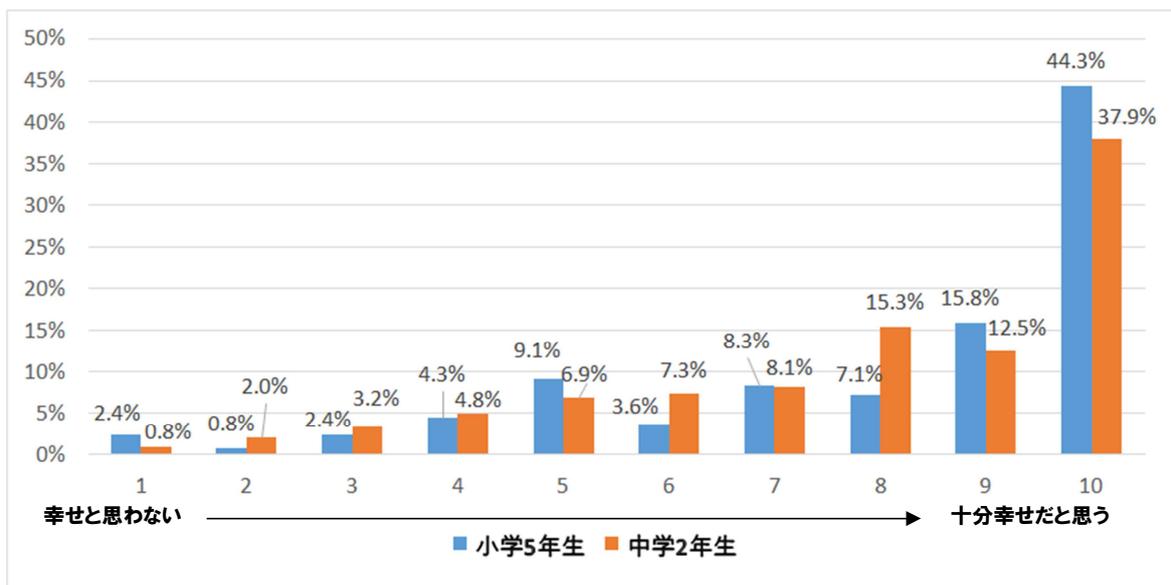
◎遅刻について



「毎日またはほとんど毎日」6%、小学生の方が遅刻がやや多い傾向にある。朝食の欠食、就寝時間、遅刻については、生活リズムの影響があるものと考えられる。

◎幸せについて

1：幸せと思わない、10：十分幸せだと思う



幸せを10段階で表したとき、小学生の平均は8.1、中学生の平均は7.9となっており、ある程度幸せと感じていることが伺える。

第3章 基本施策（今後の取り組み）

1 取り組みの方向性と内容 《 》は主な事業、施策

教育の支援

子どもが個々の家庭環境や経済的状況にとらわれることなく、その能力を生かし、未来に向かって適切な教育を受けられる社会の実現を目指します。

- ・学校と関係機関が連携したネットワークの構築
- ・幼児教育・保育からの引き継ぎと連携
- ・教育環境・学習支援の充実《学習支援事業》
- ・進学を支援する取り組みの推進《就学援助》《奨学金》

生活の支援

すべての子どもが安心して心豊かに育つために、子どもの育ちを支えていく取り組みを進め、支援の充実を図ります。

- ・子どもの居場所作りの充実《学習支援事業における食事の提供》
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- ・基本的な生活習慣を身につけるための子どもの健康・食育に関する取り組みの推進
- ・教育と福祉・子育て支援の連携《学童保育クラブ》《放課後等デイサービス》《児童発達支援》
- ・専門的な相談窓口の充実《子育て支援センターにおける利用者支援事業》

就労の支援

保護者に対する就労支援や自立支援の充実を図り、生活の基盤作りを支え、安定した生活が送れるよう関係機関と連携しながら取り組みます。

- ・保護者の自立に向けた支援の充実
- ・保護者の就業に向けた支援と相談体制の整備
- ・安心して就労するための子育て支援の充実《幼児教育・保育》
- ・子育てに関する各種サービスの提供

経済的支援

経済的に困難な状況にある家庭に対し、支援制度の情報提供や周知の方法を工夫し、必要な支援が行き届くよう関係機関との連携を図ります。

- ・施策・制度の周知の充実《子ども医療費助成》
- ・生活の基礎となる援助の推進《生活支援用品の支給》
- ・ひとり親家庭への経済的支援《学童保育クラブ利用助成》《医療費助成》《児童奨学金支給》
- ・生活保護法の適用を受けている者又は、これに準ずる者に対して無利息で貸付を実施
《たすけあい金庫》
- ・病児保育料助成事業

2 まとめ

- ・子どもの貧困対策は、困難を抱える子どもや家庭に、気づき、寄り添い、見守る中で、相談を受け止める人、支援につなげる人、専門的な支援を担う人、行政機関や専門機関が手を取り合い、多くの人に関わり役割分担をしながら支えていく取り組みです。内灘町においても、サービスや支援の継続と相談窓口の体制強化が重要となっています。
- ・子どもの貧困対策の取り組みを円滑に進めるには、ネットワーク作りや人材育成が必要です。
- ・今後も計画の推進にあたり「内灘町子ども・子育て会議」において進捗状況の確認及び評価等を行い、計画のPDCAサイクルを確保すると共に関係者間との連携を図りながら総合的に進めていきます。